作成日：　1996 年 7 月 31 日
改訂日(V.10BC)：2023 年 8 月 7 日

安全データシート

１．化学品及び会社情報

化学品の名称：　**日農ダイアジノン水和剤３４**

会社名：　日本農薬株式会社
住　所：　〒104-8386 東京都中央区京橋 1 丁目 19 番 8 号 京橋ＯＭビル
担当部門：　環境安全・品質保証部
TEL. 050-3490-3494
e-mail: kankyouanzen@nichino.co.jp
緊急連絡電話番号：(平日)　050-3490-3494（環境安全・品質保証部）
(休日、夜間)　04-2929-8961（ＡＬＳＯＫ）
推奨用途及び使用上の制限：農薬(殺虫剤)、農薬登録の範囲外の使用は不可
ＳＤＳ番号：　５１６－０７(Ｍ８５)

２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

物理化学的危険性	自然発火性固体	区分外
健康有害性	急性毒性(経口)	区分４
	急性毒性(吸入：粉じん、ミスト)	区分４
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分外
	皮膚感作性	区分１
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分２(神経系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分１(呼吸器/吸入ばく露) 区分２(肝臓、腎臓、精巣、神経系)
環境有害性	水生環境有害性(急性)	区分１
	水生環境有害性(長期間)	区分１

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

ＧＨＳラベル要素

絵表示



注意喚起語　危険

危険有害性情報
飲み込むと有害
吸入すると有害
アレルギー性皮膚反応をおこすおそれ
臓器(神経系)の障害のおそれ
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(呼吸器/吸入ばく露)の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(肝臓、腎臓、精巣、神経系)の障害のおそれ
水生生物に非常に強い毒性
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

- ■ 保護手袋を着用すること。
- ■ この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ■ 取扱い後は手をよく洗うこと。
- ■ 粉じんを吸入しないこと。
- ■ 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ■ 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- ■ 必要なとき以外は環境への放出を避けること。

【応急措置】

- ■ 飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ■ 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し､呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは医師に連絡すること。
- ■ 皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
- ■ 皮膚刺激又は発しんが生じた場合：医師の診断を受けること。
- ■ 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ■ ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断を受けること。
- ■ 気分が悪いときは、医師の診断を受けること。
- ■ 漏出物を回収すること。

【保管】

- ■ 施錠して保管すること。

【廃棄】

- ■ 内容物、容器を法、条例等に従って安全に処理する。または都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

他の危険有害性：特に無し。

３．組成及び成分情報

化学物質･混合物の区分：混合物

有効成分化学名(一般名)：

(2 - イソプロピル - 4 - メチルピリミジル - 6) - ジエチルチオホスフェート

(一般名 ダイアジノン)

成分及び含有量：

成　分	含有量	CAS No.	安衛法 No.	化審法 No.
ダイアジノン	34.0%	333-41-5	8-(2)-458	(5)-923
〈その他〉				
非晶質シリカ	22.0%	112926-00-8	既存物質	(1)-548
鉱油	1.1%	－	－	－
鉱物質微粉等	残	－	－	－

４．応急措置

吸入した場合：　被災者を速やかに新鮮な空気の場所に移す。異常が現れた場合には、直ちに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：汚染された着衣、靴等を速やかに脱ぎ、付着部を多量の水と石けんでよく洗浄する。異常が現れた場合には、医師の診断を受ける。

眼に入った場合：直ちに清浄な流水で15分以上洗浄する。眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗う。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続ける。医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：コリンエステラーゼ阻害作用を有する物質(ダイアジノン)を含む。経口的摂取、経皮的接触、あるいは吸入により、コリンエステラーゼ活性阻害作用に起因する中毒を起こすことがある。可能であれば吐き出させ、直ちに医師の診断を受ける。意識の無い時には、口からなにも与えてはならない。(有機りん剤の解毒剤としては、硫酸アトロピン、ＰＡＭが知られている。)

５．火災時の措置

消火時の注意：　必ず適切な保護具(自給式空気呼吸器など)を着用し風上より行う。燃焼または高温等により有毒な気体(硫黄酸化物など)を生成するので、ガス、煙、ミスト等を吸い込まないように注意する。消火水等が水系に流れ込まない様に適切な措置を取る。

消火剤：　粉末、泡沫、炭酸ガス、霧状水、水

使ってはならない消火剤：情報なし。

６．漏出時の措置

付近の人を風上に避難させ、漏出現場への立ち入りを禁止する。適切な保護具(保護衣、保護眼鏡、保護マスク等)を着用して、眼や皮膚に触れたり、粉じんやガスを吸い込んだりしないようにする。漏出物を密封できる容器に回収する。その後、汚染された場所を水で洗う。漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い：　局所排気装置など適切な換気装置の下で取り扱う。
蒸気、煙、粉じんを吸い込んだり、眼、皮膚に触れたりしないようにする。適切な保護具(防護マスク、不浸透性手袋、不浸透性防除衣)を着用し、風上より作業をする。かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意する。作業後は、すみやかに眼、手、顔を洗い、うがいをする。作業時に着用していた衣服等は他のものと分けて洗濯する。

保　管：　容器を密閉し、換気のよい冷暗所に保管する。食物、飼料等と離し、無関係者、子供の手の届かない毒劇物倉庫に施錠して保管する。盗難･紛失の際は警察に届け出る(劇物)。

８．ばく露防止及び保護措置

設備対策：　局所排気装置を設ける。取扱い作業場の近くに洗眼、洗面、安全シャワー設備を設置する。

個人保護具：　状況に応じた適切な保護具を着用する。
防じんマスク、保護眼鏡(ゴーグル)、保護衣(不浸透性)、エプロン、ゴム手袋
作業時に使用していた衣類等は他のものと分けて洗濯する。

９．物理的及び化学的性質

外観：　類白色水和性粉末
臭い：　データ無し。
比重：　データ無し。
pH：　7.0～10.0（1%水懸濁液）
引火点：　データ無し。
自然発火性：　常温で空気と接触しても自然発火しない。

１０．安定性及び反応性

化学的安定性：　通常の取扱い条件では安定。
危険な反応：　知られていない。
危険有害な分解生成物：燃焼すると有毒なガス(CO、SOx、NOx 等)が発生する可能性がある。

１１．有害性情報

急性経口毒性：　ラット LD_{50} 値(mg/kg)　♂ 721，　♀ 908
マウス LD_{50} 値(mg/kg)　♂ 434，　♀ 644
急性経皮毒性：　ラットの試験例があるが(LD_{50} 値　♂，♀ >2000mg/kg)、死亡例･中毒症状の有無が不明のためＧＨＳ分類できない。
急性吸入毒性：　混合物に 1%以上含まれる成分で毒性情報のあるものは、区分４のダイアジノンのみであることから区分４とした。毒性未知成分量は 64%。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性：
ウサギ　陰性
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：
ウサギの試験例があるが(陽性)、程度が不明であることからＧＨＳ分類できない。
皮膚感作性：　モルモット　陽性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)：
区分２(神経系)に分類されるダイアジノンを濃度限界の 1%以上含有することから区分２(神経系)とした。毒性未知成分量は 64%。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)：
区分１(呼吸器/吸入ばく露)に分類される非晶質シリカ、区分２(肝臓、腎臓、精巣、神経系)に分類されるダイアジノンを、いずれも濃度限界の 1%以上含有することから、区分１(呼吸器/吸入ばく露)、区分２(肝臓、腎臓、精巣、神経系)とした。毒性未知成分量は 42%。

１２．環境影響情報

水生環境有害性(急性)：
急性区分１に分類される成分含量及びその毒性値から推定し、区分１とした。毒性未知成分量は 38%。
水生環境有害性(長期間)：
慢性区分１に分類される成分含量及びその毒性値から推定し、区分１とした。毒性未知成分量は 40%。

生態毒性：　製剤のデータ無し。
残留性・分解性：　製剤のデータ無し。
生体蓄積性：　製剤のデータ無し。
土壌中への移動性：　製剤のデータ無し。
オゾン層への有害性：　製剤のデータ無し。

１３．廃棄上の注意

法､条例等に従って安全に処理する｡または産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。
空容器：内容物を使いきった後、適切に処理する。

１４．輸送上の注意

容器に異常の無いことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。盗難･紛失の際は警察に届け出る(劇物)。

国連番号：　3077
品名（国連輸送名）：　ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N.O.S. (contains diazinon)
国連分類：　9
容器等級：　Ⅲ
海洋汚染物質：　該当
緊急時応急措置指針番号：151

１５．適用法令

農薬取締法

毒物及び劇物取締法：劇物（2 - イソプロピル - 4 - メチルピリミジル - 6 - ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、2 - イソプロピル - 4 - メチルピリミジル - 6 - ジエチルチオホスフェイト 5%（マイクロカプセル製剤にあっては、25%）以下を含有するものを除く。）

労働安全衛生法

表示対象物(法 57 条、施行令第 18 条)：ダイアジノン(政令番号 343)、鉱油(政令番号 168)

通知対象物(法 57 条の 2、施行令第 18 条の 2)：ダイアジノン(政令番号 343)、鉱油(政令番号 168)

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

指定化学物質： ダイアジノン(第一種･管理番号 248)

１６．その他の情報

参考文献

1) ダイアジノンの毒性試験の概要　日本農薬学会誌　1989；14：(1)
2) JIS Z 7253：2012、GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法―ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）

本データシートの記載内容は、この化学品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。